

令和3年度

第5回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和3年8月10日

湯沢市農業委員会

第5回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和3年8月10日(火) 午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後1時30分

閉会 午後2時00分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	杳澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
9番	西村 一	19番	高橋 伸太郎(会長)
10番	加藤 エリ子		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席
(午後1時30分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	大野 重雄
班 長	阿部 武彦
主 事	佐々木 健琉

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・報告第4号 第6回運営委員会の報告
- ・報告第5号 第2回農地対策専門委員会の報告
- ・報告第6号 第3専門委員会第1回会議の報告
- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 農地法第4条第1項第8号届出
 - (3) 農地改良届
 - (4) 農地法第43条第1項の規定による届出（農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出）
 - (5) 申請許可状況

3 議 案

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第27号 宅地に付属した農地指定申請について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 1 時30分 委員総数19名中ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、10番 加藤 エリ子 委員、11番 水戸 義昭 委員、の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 8 件、議案 3 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(大野事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>大野事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>

	(質問なしの声あり)
議長	それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第4号 第6回運営委員会の報告をお願いします。
	(18番 高橋 敬悦会長職務代理者、挙手)
議長	18番 高橋 敬悦会長職務代理者。
	(第5回運営委員会報告、朗読説明)
議長	報告第4号 第6回運営委員会報告についてご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第5号 第2回農地対策専門委員会の報告をお願いします。
	(10番 加藤 エリ子 委員、挙手)
議長	10番 加藤 エリ子 委員。
	(第2回農地対策専門委員会報告、朗読説明)
議長	報告第5号 第2回農地対策専門委員会の報告についてご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第6号 第3専門委員会第1回会議の報告をお願いします。
	(13番 佐々木 昇 委員、挙手)

議 長	<p>13番 佐々木 昇 委員。</p> <p>(第3専門委員会第1回会議報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第6号 第3専門委員会第1回会議の報告についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1賃貸借契約合意解約通知は1件、面積5,845㎡であります。解約理由は第三者へ利用権設定するためであります。</p> <p>次に2農地法第4条第1項第8号届出であります。場所は●の内、地目は●、面積は●㎡のうち●㎡であります。届出の事由は農業用小屋及びその周りの整備であります。</p> <p>次に3農地改良届であります。場所は●、地目は●、面積は●㎡であります。届出の理由は盛土して排水良好な農地として活用するためであります。</p> <p>次に4農地法第43条第1項の規定による届出であります。場所は●、地目は●、面積は●㎡のうち●㎡であります。届出の事由は菌床しいたけハウス棟数変更のためであります。</p> <p>次に5申請許可状況であります。先月の転用案件は3件で、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった5条使用貸借権設定申請番号第3号は7月13日付けで許可し、5条所有権移転申請番号第17号、</p>

<p>議 長</p>	<p>18号は秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、7月26日付けで許可しております。報告は以上です。</p> <p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和3年8月10日提出。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。使用貸借権設定は1件、面積1,480㎡であります。申請事由は、経営縮小のためであります。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。賃貸借権設定は1件、面積890㎡であります。申請事由は、高齢による経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書6ページから7ページをご覧ください。所有権移転は5件、面積9,292㎡であります。申請事由は、申請番号第12号は高齢による経営縮小のため、申請番号第13号は相手方の要望による、申請番号第14号、15号は生前一括贈与のため、申請番号第15号は労働力不足のためであります。すべての案件が贈与であります。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第25号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和3年8月10日提出。</p> <p>議案書9ページをご覧ください。利用権設定は賃貸借権が2件、面積は6,821㎡であります。すべて新規の設定であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書10ページ、議案付属資料は8ページから17ページをご覧ください。開発事業計画についてであります。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。</p> <p>計画は、事業の拡大に伴い農機具が増え、格納スペースがとれないため、申請地に新たに格納庫の建築、通路、駐車場を整備するものであります。申請地は、市立三梨小学校から南西へ約1.4km、市立稲庭小学校から北西へ約3.0kmに位置し、東・北側は田、西・南側は道路に接しており</p>

	<p>ます。農地区分は農業振興地域内・農用地区域にありますが、湯沢市農業振興地域整備計画の土地利用計画変更（農業用施設用地）を行っております。事業計画は、パイプハウス●㎡のほかパイプハウス内をコンクリート敷きとし、通路●㎡、駐車場●㎡を整備するものです。事業費は、整地経費●円、建物建設経費●円、計●円となっております。資金計画については全額自己資金となっており、通帳の写しより確認しております。被害防除計画は、東側に緩衝地を設け、北側は法面保護をするものです。計画について、申請土地は農業施設用地であり、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の別紙9の第1の2の(1)から(3)の項目を満たしていることから特に問題はないと考えます。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ここで、現地確認結果について、5番 佐藤 昇 委員から報告願います。</p>
<p>議長</p>	<p>(5番 佐藤 昇 委員、挙手)</p> <p>5番 佐藤 昇 委員。</p>
<p>5番</p>	<p>議案第26号の開発事業計画の現地確認について報告いたします。</p> <p>7月27日、4番 麻生 良子 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、開発事業計画については特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明及び報告が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>

<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第27号「宅地に付属した農地指定申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(議案第27号「宅地に付属した農地指定申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第27号「宅地に付属した農地指定申請について」宅地に付属した農地指定申請書を受理したので、宅地に付属した農地の別段面積取扱基準第7条第1項の規定により指定の可否について決定を要す。</p> <p>議案書12ページ、議案付属資料は18ページから23ページをご覧ください。</p> <p>湯沢市農業委員会では令和元年5月1日から宅地に付属した農地の別段面積取扱基準を制定し、下限面積（別段の面積）を湯沢市全域について10アール、宅地に付属した農地については1平方メートルと設定しております。宅地に付属した農地の別段面積取扱基準では、宅地に付属した農地指定の申請があったときは現地確認を行い、総会を経て指定することとしております。</p> <p>申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。申請人は隣接する宅地、●と一体的に取得するものです。</p> <p>なお、議案付属資料19ページの宅地に付属した農地指定申請書の申請人の住所につきましては、申請日においては横手市でありましたが7月27日に湯沢市に転入しております。</p> <p>7月27日、11番 水戸 義昭 委員ほか農業委員2名、事務局2名とで現地確認を行い、申請の内容は宅地に付属した農地の別段面積取扱基準第4条の規定に該当するものと判断しております。説明は以上です。</p>

議 長	<p>ここで、現地確認結果について、11番 水戸 義昭 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(11番 水戸 義昭 委員、挙手)</p>
11番	<p>11番 水戸 義昭 委員。</p> <p>議案第27号の宅地に付属した農地の指定申請に係る現地確認について報告いたします。</p> <p>7月27日、4番 麻生 良子 委員、5番 佐藤 昇 委員と私の3名、事務局2名とで現地確認をしてみました。</p> <p>申請された案件については、宅地に付随した農地の別段面積取扱基準第4条の規定に該当し、指定することに特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>説明及び報告が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第27号「宅地に付属した農地指定申請について」を申請のとおり指定することに決定いたします。</p> <p>これを持ちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後2時00分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和3年8月10日

議長 高橋 伸太郎

署名委員 10番 加藤 エリ子

署名委員 11番 水戸 義昭